



2025 年 10 月 15 日

各 位

会社名 古河電池株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 修
(コード番号 6937 東証プライム市場)
問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢
(TEL. 045-336-5078)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する 臨時株主総会開催のお知らせ

当社は、2025 年 9 月 11 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 9 月 30 日を基準日と定め、11 月中旬から 12 月中旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨のお知らせをいたしました。

本臨時株主総会につき、当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について決議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しておりますが、上記手続の過程において、東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるプライム市場の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 11 月 20 日から 2025 年 12 月 21 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 12 月 22 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

1. 開催日時

2025年11月20日（木曜日）午前10時

2. 開催場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷星川二丁目4番1号 当会社 星川SFビル 6階

II. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項：

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

III. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

当社が2025年8月7日付「株式会社A P 78による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、株式会社A P 78（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年8月8日に、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年8月8日から2025年9月8日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

そして、2025年9月9日付「株式会社A P 78による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年9月16日をもって、当社株式10,864,468株（所有割合（注1）33.15%）を所有するに至りました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年8月7日付で公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載の2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（32,800,000株）から、当社決算短信に記載の同日現在の当社が所有する自己株式数（22,436株）を控除した株式数（32,777,564株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

（1）検討体制の構築の経緯

当社は、2020年10月上旬、古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」といいます。）から、同社と当社の親子上場関係の解消に向け、古河電気工業並びに株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「A P」といいます。）及び東京センチュリー株式会社（以下「T C」といいます。）において当社株式を非公開化することに関する初期的な打診を受けました。これを受け、当社は、当社が古河電気工業の連結子会社であり、当社と古河電気工業との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に発生する可能性があることに鑑み、当社企業価値の向上及び少数株主の利益を図るため、当社資本政策の検討及びその判断について公正性を担保することを目的として、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、2020年10月下旬開催の取締役会決議により、上記打診に係る取引を含む当社の資本政策の検討を目的として、当社社外取締役（独立役員）である飯村北氏及び佐藤達郎氏並びに当社社外監査役（独立役員）である小川幸伸氏の3名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。当該取締役会決議においては、具体的な諮問事項及び本特別委員会の権限等については、A P及びT Cから具体的な提案を受領した段階又は当社が別途検討する資本政策等が具体化した段階等の適切な時期に改めて決定するものとされておりました。

また、当社は、2020年11月中旬に、古河電気工業、A P、T C及び当社のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてP w Cアドバイザーー合同会社（以下「P w C」といいます。）を選任するとともに2020年12月上旬に、古河電気工業、A P、T C及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をいい、以下単に「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選任しました。

その後、当社は、本特別委員会の実質的な関与の下で、より当社の企業価値を高める提案の可能性を追求すべく、当社の資本政策について検討を重ねるとともに、当社の資本及び業務上の提携先となり得る事業会社1社及び金融投資家1社との間で初期的な意向の確認等を実施しました。そして、当社は、2021年12月下旬、A P及びT Cから初期的な意向表明書を受領するとともに、他の候補者（事業会社1社及び金融投資家1社の共同提案）から、同様の当社株式の非公開化を伴う取引に係る提案を受けたことから、当社の中長期的な企業価値向上の観点からこれらの提案について真摯に検討する必要があるものと判断し、2022年1月中旬、当社取締役会において、各候補者、古河電気工業及び当社並びに各取引の成否から独立した立場にある本特別委員会に対し、本取引及び他の候補者の提案した取引の各提案について所定の諮問事項について検討を依頼する旨、改めて決議を行いました。かか

る決議を踏まえ、2022年1月下旬、本特別委員会は、各候補者、古河電気工業及び当社並びに各取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてPwC及び同じく独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を引き続き起用することを承認するとともに、各候補者に対してインタビューを実施し、初期的な資料の徴求を行いました。その後、当社は本特別委員会の実質的な関与の下で各候補者の提案について検討を進めていたものの、2022年4月頃、AP及びTC以外の候補者より、当該候補者の提案する取引を検討する環境が整わない旨の連絡を受けました。

他方で、AP及びTCはその後当社に対するデュー・ディリジェンスを継続し、当社は、かかる追加的なデュー・ディリジェンスの後、2022年7月下旬、サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）名義による、本取引に係る法的拘束力を有しない意向表明書を受領しました。当該意向表明書の提出等も踏まえ、本特別委員会は、2022年9月上旬、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した本特別委員会独自の第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選任する旨を決定しました。

その後、AP及びTCは、2022年9月から同年12月頃及び2023年6月から2024年1月頃にかけて、いわき事業所投資計画（当社いわき事業所の旧充電工場の床が酸食による陥没が進んでいること等に伴う、地盤対策に係る工事及びそれに関連する投資計画をいいます。以下同じです。）に関する当社の検討の進捗状況に加え、バイポーラ型鉛蓄電池事業の収益化に係る検証や鉛価格を含む原材料費・エネルギー価格の高騰等への対処の進展に応じて、断続的に当社に対する事業面でのデュー・ディリジェンスを継続しました。その上で、当社は、公開買付者らから、当該デュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、2024年2月22日付で、公開買付者親会社名義で、最終意向表明書の提出を受けました。当該意向表明書の提出を受けて、当社は、2024年2月下旬開催の当社取締役会において、本特別委員会に対する諮問の対象となる取引が本取引であることを明確化し、本特別委員会の委員の構成、本特別委員会の権限等を確認する旨の決議を行いました。なお、本特別委員会の委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

また、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者関係者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

（2）検討・交渉の経緯

当社は、2020年10月に古河電気工業から当社株式の非公開化について初期的な打診を受けた後、当社の資本政策について、AP及びTC以外の候補先との間の資本業務提携の可能性も含めて検討を重ねてきました。

そして、本特別委員会は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、2024年2月22日付で、公開買付者親会社名義の最終意向表明書を受領して以降、公開買付者らとの間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、当社は、2024年2月22日、公開買付者親会社から、当社が本期末配当を含めその後の配当支払いを行わないこと、本取引の検討及び経済条件に悪影響を及ぼすような追加的な検出事項がないこと等を条件として、本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日である同年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値958円に対して16.91%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値925円に対して21.08%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して26.13%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値917円に対して22.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本株式併合の効力発生を条件として当社が実施する古河電気工業所有株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）の対価（以下「本自己株式取得価格」といいます。）を799円とする最終意向表明書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2024年3月29日、公開買付者親会社に対して、当該提案価格は当社の企業価値及び少数株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは評価できない旨、また、本取引の公表予定日が本期末配当の配当基準日である同年3月31日以降になることが見込まれること

に鑑み本期末配当を行わないことは困難である旨を回答いたしました。

本特別委員会は、2024年4月8日、公開買付者親会社から、当該時点において当社が本期末配当の配当予想額として公表していた1株あたり21円の配当金支払いが実施されることを前提として、本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日である同年4月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,024円に対して9.38%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,006円に対して11.33%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値956円に対して17.15%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値924円に対して21.21%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本自己株式取得価格を800円とする再提案を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2024年4月22日、公開買付者親会社に対して、当該提案価格は、本期末配当が実施されることを前提としても、当社の企業価値及び少数株主の利益に鑑みいまだ十分な水準にあるとは評価できない旨を回答し、本公開買付価格の引上げを要請いたしました。

本特別委員会は、2024年5月23日、公開買付者親会社から、本公開買付価格を1,200円（提案日の前営業日である同年5月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,111円に対して8.01%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,055円に対して13.74%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,025円に対して17.07%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値956円に対して25.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本自己株式取得価格を856円とする再提案を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2024年5月31日、公開買付者親会社に対して、当該提案価格は、当社の企業価値及び少数株主の利益に鑑みいまだ十分な水準にあるとは評価できない旨を回答し、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

本特別委員会は、2024年6月5日、公開買付者親会社から、最終提案として、本公開買付価格を1,250円（提案日の前営業日である同年6月4日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,189円に対して5.13%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,121円に対して11.51%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,050円に対して19.05%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値976円に対して28.07%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本自己株式取得価格を890円とする再提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2024年6月7日、公開買付者親会社に対して、最終提案の提案価格は、いまだ当社の企業価値及び少数株主の利益に鑑み十分な水準にあるとは評価できないとして、本公開買付価格の引上げを改めて要請する旨の回答を行い、2024年6月14日、本公開買付価格の引上げを改めて要請いたしました。

その後、本特別委員会は、2024年6月20日、公開買付者親会社から、本公開買付価格を1,400円（提案日の前営業日である同年6月19日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,401円に対して0.07%をディスカウントした金額、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,208円に対して15.89%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して27.74%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,013円に対して38.20%のプレミアムをそれぞれ加えた金額）、本自己株式取得価格を994円とする再提案を受領しました。なお、公開買付者親会社によれば、当該提案価格は、当社の市場株価が、公開買付者親会社が合理的に評価する当社の本源的価値を上回る中での経済合理性を超えた判断に基づくものとのことでした。

その後、当社及び本特別委員会は、2024年6月26日、公開買付者親会社に対して、一次的に当該提案価格について慎重に検討する旨の回答を行い、2024年7月11日には、当該提案を受領した時点における当社株式の市場価格の推移については、取引量や変動幅等に鑑みれば、通例的ではない取引その他の要因の影響を受けた可能性も否定できないものの、少数株主の利益への更なる配慮や、本取引の実現可能性を高めること等の観点から、本公開買付価格の引上げの検討を要請すること及び少数株主が本公開買付けに応募するか否かの判断の機会を十分に確保し、取引条件の公正性を担保するために、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の条件を充足する数に設定することについての検討を要請する旨を連絡いたしました。

本特別委員会は、2024年7月19日、公開買付者親会社から、本公開買付価格について公開買付者親会社において再度検討したものの、本公開買付価格の更なる引上げは困難であり、マジョリティ・オブ・マイノリティについても、本取引の成立を不安定にする懸念があり、少数株主にとっても不利益があり、受け入れることは困難である旨の回答を受領しました。

これに対して、当社及び本特別委員会は、2024年7月22日、公開買付者親会社の提案する公開買付価格である1,400円は、当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると評価できること、公開買付者親会社による当初の提案価格から4度の価格引上げが行われ、その

後も当社及び本特別委員会において公開買付者及びその関係者との間で真摯に価格の引上げの交渉を実施したこと等を踏まえ、本公開買付価格を 1,400 円とすることに合意することを決定し、同日、公開買付者親会社に対してその旨連絡しました。これらの協議・交渉の結果、公開買付者らと当社は、2024 年 7 月 22 日、本公開買付価格を 1,400 円、本自己株式取得価格を 994 円とすることで合意に至りました。

かかる交渉の過程において、本特別委員会は、PwC、プルータス、及び森・濱田松本法律事務所から受けた各種助言を踏まえて少数株主の利益の観点から慎重に検討を重ね、自ら交渉方針を決定しております。

そして、当社は、2024年7月23日、本特別委員会から2024年7月23日付で①当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは妥当であるとする旨、並びに②本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の2024年7月23日付答申書の提出を受けました（2024年7月23日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。）。また、当社は、2024年7月23日付答申書と併せて、本特別委員会から、2024年7月22日付で本特別委員会がプルータスから提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」といいます。）及び本公開買付価格1,400円が当社株式（但し、当社が所有する自己株式及び古河電気工業が所有する当社株式の全て（18,781,200株、所有割合：57.30%、以下「古河電気工業所有株式」といいます。）を除きます。）を除きます。）の株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出も受けております。

(3) 判断内容

以上の経緯の下、当社は、2024年7月23日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、PwCから2024年7月22日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（PwC）」といいます。）並びに本特別委員会がプルータスから取得した本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年7月23日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて当社の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

(ア) 当社は、近年のサステナビリティの分野における社会的ニーズの高まりを背景に、EVやハイブリッド車等の環境対応車、太陽光や風力といった再生可能エネルギーシステム等、電池製品へのニーズの多様化に対応するために、これまでの鉛蓄電池とは構造が異なるバイポーラ型鉛蓄電池の製品化や、電池をコアデバイスとしたESS（エネルギー・ストレージ・システム）事業の立上げ、また、リチウムイオン電池のドローン市場への展開やアルカリ電池のグローバル展開といった施策に力を入れてまいりました。

(イ) 蓄電池業界を取り巻く事業環境は、世界規模でカーボンニュートラル社会の実現に向けて大きくシフトチェンジが進むことにより、当社の中核事業である自動車用途蓄電池においては自動車のxEV化の進展、産業用途蓄電池においては再生可能エネルギー領域等による市場拡大が見込まれる一方、電池サイズ・重量やエネルギー密度の観点で鉛蓄電池からリチウムイオン電池等のほか電池へのシェアの遷移が見込まれ、したがって、リサイクル性が高く、コスト競争力と安全性に優れる鉛蓄電池の需要は、自動車用途・産業用途のいずれの既存領域においても短中期的には残存するものと見込まれるものの、長期的には新たな市場・用途領域でのシェア獲得に向けた競合他社との競争環境の激化が想定されるものと考えております。このような長期的な事業環境・事業構造の変革を見据え、当社は、バイポーラ型鉛蓄電池事業を始めとする新規事業の創出のための投資計画や構造改革の取り組みを行っておりますが、これらは、中長期的には当社の収益の維持・拡大につながる可能性があるものの、短期的には利益の縮小やキャッシュ・フローの悪化を伴う懸念があります。

(ウ) また、今後の当社を取り巻く環境の見通しとしては、短期的にはインフレに対して各国中央銀行による金利引上げに伴う各国の景気減速や、世界的な政治混乱等に端を発する原材料価

格・エネルギーコストの高騰及び資源・半導体不足等が当社の事業にとってネガティブな要素となり、厳しい状況が続くと予想されるところであり、長期的には、再生可能エネルギー等拡大が見込まれる市場はあるものの、主力事業である国内鉛蓄電池市場の成長率は全体としては鈍化が見込まれており、競争も激化すると予想されます。特に、近年の原材料価格・エネルギーコストの高騰による影響は大きく、原材料価格・エネルギーコスト等の市況の変化及び中長期的な国内鉛蓄電池市場の成長鈍化に対応を要する状況にあると認識しております。

(エ) こうした環境のもと、今後の当社の中長期的な成長のためには、生産の効率化等で国内の既存事業の競争力を強めるだけでなく、新興国市場での海外事業の拡大や、競争力を持った新たな電池の開発、新規事業の立上げ、それらを達成するための人材育成といった重要な課題に対して、短期的な業績視点にとらわれない中長期的な視点での経営の舵取りが求められております。

(オ) こうした状況下で、当社は、A P、T C及び古河電気工業との間で、当社の事業戦略及び資本政策について協議を行い、当社の中長期的な成長と企業価値向上に資する戦略的な選択肢として、公開買付者らとエナジーウィズとの協業、及び公開買付者らによる本公開買付けを通じた当社株式の取得の可能性に関する協議を深めました。当社は、公開買付者らが、当社に対するデュー・ディリジェンス及び各種分析を通じて、当社の事業全体をグローバルで競争力のある蓄電ソリューションプロバイダーとしての更なる成長を図っていくためには、本取引によってエナジーウィズと当社が公開買付者親会社の下で一つのグループとして事業運営を行い、短期的な株式市場からの評価に影響されることなく、中長期的かつ柔軟な意思決定を行うことを通じて、当社と公開買付者ら及びエナジーウィズとの協業を通じてシナジーを最大化させることが必要との理解に至ったと認識し、当社としても同様の理解に至りました。

具体的には、以下のシナジー効果が見込まれるものと考えております。

・既存事業における利益拡大

A Pは、サービス提供先のファンドによる累積で約70件の投資実績と内部に蓄積された各種ノウハウ、経験豊富で能力の高い人材群を有していること、T Cは粗利改善、合理化施策によるコストダウンについての一定の知見を有していること、A P及びT Cは、既にエナジーウィズをグループ傘下としており鉛蓄電池業界についての知見も相当程度有していると考えられることからすると、インフレ環境下での価格転嫁の徹底による粗利改善に加え、鉛使用率の低減基板製造手法の適用拡大、搬送工程自動化等の合理化施策によるコストダウン、エナジーウィズとのシナジー等を発現しつつ、引き続き注力領域として利益拡大・キャッシュ・フローの拡大に向けて取り組むことによって、既存事業における利益拡大が見込まれるものと考えております。

・新規事業の育成

当社では、新規分野について必ずしも十分なリソースの投入が行われておりませんでした。公開買付者親会社による積極的なリソースの投下、T Cのファイナンスの知見の提供、及び古河電気工業による支援等を通じて、当該新規事業の育成が促進されるものと考えております。

・エナジーウィズとの提携・協業の実施

公開買付者親会社の下で当社とエナジーウィズが連携・協業することで、共同購入によるスケールメリットや共同配送及び物流倉庫の相互活用等による物流効率化といったコストに関する施策やエナジーウィズの顧客へのアプローチによる販路拡大施策を実施することが可能になるものと考えております。

・持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献

当社においては、バイポーラ型鉛蓄電池については現時点では研究開発に十分なリソースを割くことができておりませんでした。エナジーウィズと協働することで、必要な人材や知見が集まることが期待され、また、公開買付者親会社によるサポートにより十分な資力等があれば、バイポーラ型鉛蓄電池についても製品化に向けた更なる前進が促進されるものと考えております。

・経営基盤強化のためのスポンサー支援

公開買付者らによれば、（a）新規顧客獲得・マーケット拡大の積極的な支援、（b）必要なパートナーとの提携やM&Aの活用、（c）経営人材育成の仕組み作り、（d）指標の

見える化を通じた経営への規律の導入、及び（e）営業体制強化の支援等のスポンサー支援（経営基盤強化のための支援）を行う予定とのことであり、これらの支援は当社の事業の利益拡大及び収益率の拡大に寄与するものと考えております。

- （カ）なお、本取引の実施後、当社は上場廃止となる予定であることから、非公開化により、①株式市場から大きな資金調達ができなくなるといった資金調達における悪影響、及び②上場会社としてのブランドを喪失することで従業員の採用及びリテンションにおける悪影響が生じることが一般に予想されるものと認識しております。しかしながら、AP及びTCによるサポートを考えれば、資金面においても上場廃止による直接的な影響は考えづらい上、相当金額を必要とする上場コストの削減も期待されます。また、本取引後は、AP及びTCのサポートによる人材の斡旋を受けることが期待できることに加え、むしろこれまで以上に当社の成長・発展が実現できることを説明することで、当社の従業員はこれまで以上に高い意識をもって働くことが可能となり、採用活動やリテンションへの好影響も期待できることも考えられることから、一般に予想されるような悪影響は見込まれないと考えております。また、古河電気工業グループ（古河電気工業及びその子会社の総称を意味します。以下同じとします。）からの離脱による影響については、従来当社は独立した上場会社として事業運営に関する独立性を確保し、独自に経営方針等を決定してきたこと、また、古河電気工業グループからの離脱となるものの古河電気工業は本取引後において公開買付者親会社の株式の約 20%を所有することから必ずしも資本関係がなくなるわけではなく、また、古河電気工業との取引に関しては、現時点においても当社と古河電気工業との取引は年間3億円程度と多額ではなく、現状行っている取引の価格その他の取引条件は当社と関連を有しない独立当事者間の取引と同様の条件によっており、今後も同様の取引を維持できることが想定されることから、同社グループからの離脱による特段のデメリットは想定しておりません。

また、当社は、公開買付者親会社から、本取引として、本自己株式取得を組み合わせた方法が提案されたことから当該方法についても検討を行いました。当社は、公開買付者らから、本自己株式取得価格は、本株式併合前の1株当たり994円となるとのことですが、当該価格は、古河電気工業が本公開買付けに応募した場合の税引き後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引き後手取り額（法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを前提に計算した金額）が同等となる金額として設定されているとの説明を受けております。当社においても、PwCの助言も得て、公開買付者らの当該説明の合理性について検証を行った結果、古河電気工業及び当社の2024年3月期の財務数値等を参照した一定の前提の下で、現行税制上、古河電気工業が理論上享受し得る税務メリットを考慮しても、本自己株式取得によって古河電気工業が当社株式の対価として得る経済的利益が、本公開買付けによって当社の少数株主が当社株式の対価として得る経済的利益を上回ることはないと判断しております。したがって、当社は、本自己株式取得を行うことにより、古河電気工業が本公開買付けにより当社株式を売却する場合と比較して少数株主が応募する本公開買付価格を高額に設定することができることから、本自己株式取得を用いる本取引の方法は、古河電気工業を除く少数株主の利益に資するものといえると判断しております。

また、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（1）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「②1株未満の端数が生じる場合の処理の方法に関する事項」の「（v）端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付価格1,400円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2024年7月23日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしております。

また、本公開買付けは、一定の前提条件（詳細は本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（1）本公開買付に関する意見の内容」をご参照ください。以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合には、速やかに開始されることが予定されており、2024年7月23日時点において、公開買付者は、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるものの、2025年3月下旬を目

途に本公開買付けの開始を目指していたとのことです。そのため、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2024年7月23日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べることを、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

そして、今般、当社は、公開買付者から、タイにおける競争法に基づく手続及び対応が2025年1月30日に完了し、2025年7月2日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる日本の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、2025年7月4日、その他の本前提条件が充足されることを前提として、2025年8月8日を本公開買付けの開始日として本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本特別委員会は、当社に対して、2024年7月23日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年7月23日以後、当社においては、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止及び②非常用バッテリー（産業用FLH1220SL 小型鉛蓄電池）の一部ロットにおける液漏れ（以下「本漏液問題」といいます。）を含む2025年8月7日までの事情を勘案しても2024年7月23日付で当社取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月7日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨及び当社取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると認める旨の2025年8月7日付答申書（以下「2025年8月7日付答申書」といいます。）を提出しました。その上で、当社は、本特別委員会から提出された2025年8月7日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年8月7日現在においても、2024年7月23日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、2025年8月7日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、上記の各当社取締役会決議は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、本公開買付けは成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び古河電気工業所有株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2025年10月15日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとするため、下記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式6,260,400株を1株に併合する株式併合を本臨時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び古河電気工業以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

①	本臨時株主総会基準日公告日	2025年9月12日（金）
②	本臨時株主総会基準日	2025年9月30日（火）
③	取締役会決議日	2025年10月15日（水）
④	本臨時株主総会開催日	2025年11月20日（木）（予定）
⑤	整理銘柄指定日	2025年11月20日（木）（予定）
⑥	当社株式の最終売買日	2025年12月19日（金）（予定）
⑦	当社株式の上場廃止日	2025年12月22日（月）（予定）
⑧	本株式併合の効力発生日	2025年12月24日（水）（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2025年12月24日（予定）をもって、2025年12月23日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式6,260,400株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

32,777,559株

（注）当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、2025年12月23日付で自己株式22,436株（2025年10月8日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

32,777,564株

（注）当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、2025年12月23日付で自己株式22,436株（2025年10月8日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「１．株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び古河電気工業以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合计数（合计数した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式（以下「端数相当株式」といいます。）を公開買付者に売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2025年12月22日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の本取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,400円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

３．株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

（１）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、公開買付者及び当社は、2025年８月７日現在、公開買付者と当社の支配株主（親会社）である古河電気工業との間で不応募契約を締結しており、古河電気工業と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、下記「（３）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の措置を実施しました。

② １株未満の端数が生じる場合の処理の方法に関する事項

(i) 会社法第235条第１項又は同条第２項において準用する同法第234条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「２．株式併合の要旨」の「（２）株式併合の内容」の「⑦ １株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社A P 78（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社からの出資、ＴＣ及び株式会社みずほ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年8月8日に提出した公開買付届出書並びにそれに添付された公開買付者親会社からの出資に関する出資証明書、並びにＴＣ及び株式会社みずほ銀行の融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄

うことを予定しており、端数相当株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、端数相当株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年1月を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、端数相当株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月を目途に、当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月ないし4月を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

(v) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,400円を乗じた金額となる予定です。

当社は、以下の点等から、本公開買付価格1,400円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(ア) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者ら及び古河電気工業との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること。

(イ) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、当社における独立した本特別委員会から取得した2024年7月23日付答申書において、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であると判断されていること。

(ウ) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているPwCによる当社株式に係る株式価値算定結果に照らし、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果の範囲を上回っており、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）による算定結果の範囲の中央値を上回る水準であること。

(エ) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されているプルータスによる当社株式に係る株式価値算定結果に照らし、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、DCF方式による算定結果の範囲の中央値を上回る水準であること。また、プルータスから、本公開買付価格1,400円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンが発行されていること。

(オ) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の1,159円に対して20.79%、過去1ヶ月間（2024年6月23日から2024年7月22日まで）の終値単純平均値1,258円に対して

11. 29%、過去3ヶ月間（2024年4月23日から2024年7月22日まで）の終値単純平均値1,186円に対して18.04%、過去6ヶ月間（2024年1月23日から2024年7月22日まで）の終値単純平均値1,083円に対して29.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2024年7月19日までに公表され、成立した上場子会社の非公開化を目的とした公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）の事例を除きます。）のうち、対象者の時価総額が300億円以上であり、かつ、対象となる株式につき案件公表前からPBR1倍を超えている事例において付されるプレミアムの実例22件（プレミアム率の平均値は、公表日前営業日が45.63%、直近1ヶ月間が49.91%、直近3ヶ月間が52.13%、直近6ヶ月間が53.49%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日前営業日が39.28%、直近1ヶ月間が38.63%、直近3ヶ月間が41.40%、直近6ヶ月間が48.61%。なお、公表日前に事前報道がなされた事例は、事前報道がなされた日以前の市場株価を基準としてプレミアムを算出。）と比較したとき、直近1ヶ月間又は直近3ヶ月間の平均値を参照する場合には同等の水準にあるとは必ずしもいえないものの、2024年6月後半において当社株式の市場取引及び市場価格の状況は通常とは異なる状況にあり（注）、より中長期的な株価動向を重視することに一定の合理性があるところ、本公開買付け価格の直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム率は上記過去事例との対比においても相応の水準と評価し得ることも勘案すると、市場価格に対するプレミアム率の水準の観点からも本公開買付け価格は不合理なものではないと判断できること。

（注）2024年6月14日以降、当社の業績に影響を与える重要な事実等は発生していないにもかかわらず、2024年6月13日以前の10日間（2024年6月4日から2024年6月13日）と比較して、2024年6月14日以降の10日間（2024年6月14日から2024年6月23日）において、当社株式の出来高単純平均値は219%増加し、かつ、終値単純平均値は13%上昇しております。また、本公開買付け価格は、上記2024年6月14日以降の市場価格の状況を考慮しないこととする場合、その前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の1,249円に対して12.09%、過去1ヶ月間（2024年5月14日から2024年6月13日まで）の終値単純平均値1,162円に対して20.48%、過去3ヶ月間（2024年3月14日から2024年6月13日まで）の終値単純平均値1,073円に対して30.48%、過去6ヶ月間（2023年12月14日から2024年6月13日まで）の終値単純平均値996円に対して40.56%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

（カ）下記「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主の利益が確保されていると認められること。

以上より、当社は、2025年8月7日付の当社取締役会決議により、当社の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をした後、本臨時株主総会の招集を決定した本日の当社の取締役会決議時点に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、本株式併合によって生じる端数の処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（i）本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年8月8日から2025年9月8日までを公開買付け期間とする本公開買付けを行い、その結果、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日である2025年9月16日をもって、当社株式10,864,468株（所有割合：33.15%）を所有するに至りました。

(ii) 自己株式の消却

当社は、2025年10月15日付「自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2025年10月15日開催の取締役会において、2025年12月23日付で当社の自己株式22,436株（2025年10月8日時点の当社の自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後（本株式併合実施前）の当社の発行済株式総数は32,777,564株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2025年11月20日から2025年12月21日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年12月22日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至ったためです。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、当社は、2024年7月23日付で、本特別委員会より、当社取締役会が本資本取引に関する決定を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられることを内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております。また、当社は、2025年8月7日付で、本特別委員会より、本答申書における意見に変更がないものとする旨及び当社取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると思料する旨を内容とする2025年8月7日付答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、公開買付者及び当社は、2025年8月7日現在、公開買付者と当社の支配株主（親会社）である古河電気工業との間で不応募契約を締結しており、古河電気工業と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付け価格の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しました。

なお、公開買付者は、2025年8月7日現在、当社の親会社である古河電気工業が当社株式18,781,200株（所有割合:57.30%）を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考えられることから、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定していないとのことです。もっとも、本公開買付けにおいては、公開買付者及び当社において以下の措置を講じていることから、公開買付者としては、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手

A. 2024 年 7 月 23 日付答申書

(i) 設置等の経緯

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2020 年 10 月下旬、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した、当社の社外取締役（独立役員）である飯村北氏及び佐藤達郎氏並びに当社社外監査役（独立役員）である小川幸伸氏の 3 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。本特別委員会の委員は設置当初から変更しておらず、また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給されるタイムチャージ制度の報酬のみとしており、本公開買付けの開始や本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

そして、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 検討体制の構築の経緯」に記載の経緯を経て、当社は、2024 年 2 月 28 日開催の当社取締役会決議により、本特別委員会に対して、①当社取締役会に対し取引の実施を勧告するか（取引が当社株式に対する公開買付けを含む場合には、当該公開買付けについて賛同すべきか否か、また、当社株主に対して公開買付けへの応募を推奨すべきか否かに係る勧告を含む。）、②当社取締役会における取引の実施についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。

加えて、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、及び特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対して、以下の権限を付与することを決議しました。

- (a) 当社が本取引に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会が必要と認める場合には本取引に係る関係者との間で自ら協議・交渉を行うこと（本取引の関係当事者との間で本取引の諸条件又はこれに付随関連する事項に係る契約を締結する場合には当該契約の内容の協議・交渉を行うことを含む。）
- (b) 本特別委員会においてリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社負担とする。）、又は、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー等のアドバイザーを指名・承認（事後承認を含む。）すること
- (c) 当社の役職員、本取引の関係者その他本特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること
- (d) 事業計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること
- (e) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、本諮問事項に関して、2024 年 2 月 28 日より同年 7 月 23 日まで合計 24 回にわたって、それぞれ委員 3 名全員出席のもと開催され、本諮問事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても電子メール等を通じて、報告・情報共有等を行うなどして、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的には、本特別委員会は、まず、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載の経緯を前提に、2024 年 2 月下旬、本取引に関して、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC を選任することを改めて承認するとともに、同じく公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任することを改めて承認しました。その上で、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社の事業環境、公開買付者らが提案する本取引の目的、本取引が当社事業に与える影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、本特別委員会から公開買付者らに対して、エナジーウィズの事業内容、経営成績、財務状態その他事業環境等を含め、公開買付者らの事業環境、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問し、公開買付者らより、書面による回答を受領するとともに、複数回のヒアリングを実施しました。本特別委員会は、当社から直近の業績及び当社が合理的に予測可能な期間まで作成した 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの事業計画における収益及び投資計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。更に、第三者算定機関である PwC 及びプ

ルータスから、当社株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、当社より、当社と公開買付者らとの間の本公開買付価格に係る交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言の内容も踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2024年7月23日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の2024年7月23日付答申書を提出しております。

(a) 答申内容

本特別委員会から当社取締役会に対する2024年7月23日時点の答申内容は以下のとおりである。但し、本取引については、競争法上の届出対応等のため、公表から本公開買付けの開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において、当社の市場株価その他の本取引の前提若しくはその条件等に重要な変更が生じ、又は本取引の実施若しくはその条件等の妥当性等に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合、別途の考慮を要する可能性がある。そのため、本特別委員会の答申は、2024年7月23日付答申書作成時点の状況を前提とした2024年7月23日付答申書作成時点の答申である。

- i. 当社取締役会に対し本取引の実施を勧告する。当社は本公開買付けについて賛同の立場を表明し、当社株主に対して公開買付けへの応募を推奨すべきと思料する。
- ii. 取締役会における本取引の実施についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

(注) 取締役会における本取引の実施に係る決定には、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、並びに (ii) 本株式併合の実施に係る決定その他の本取引の一環として本公開買付け後に行われる当社の非公開化の手続及び本自己株式取得に係る決定を含む。

(b) 答申理由

- i. 以下の各事項を含む関係事情を考慮した結果、特別委員会は、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断するに至った。
 - ・ 本取引の背景及び目的
 - ・ 本取引の主たる目的は、当社を非公開化することによって親子上場に伴う構造的な弊害を解消するとともに、鉛蓄電池業界の事業環境・経営環境に迅速かつ柔軟に対応し、当社の企業価値の向上効果を実現することにある。
 - ・ 鉛蓄電池業界を取り巻く事業環境・事業構造を踏まえると、鉛蓄電池の需要は短中期的には残存するものと見込まれるものの、長期的には新たな市場・用途領域でのシェア獲得に向けた競合他社との競争環境の激化が想定される。そのため、今後の当社の中長期的な成長のためには、生産の効率化等で国内の既存事業の競争力を強めるだけでなく、新興国市場での海外事業の拡大や、競争力を持った新たな電池の開発、新規事業の立上げ、それらを達成するための人材育成といった重要な課題に対して、短期的な業績視点にとらわれない中長期的な視点での経営の舵取りが求められる状況にある。本取引によって、新たにエナジーウィズ及び公開買付者親会社と協働・連携することにより、このような事業環境・経営環境の変化に対応することは本取引を行う一つの目的である。
 - ・ また、本取引によってエナジーウィズと当社が公開買付者親会社の下で一つのグループとして事業運営を行い、グローバルで競争力のある蓄電ソリューションプロバイダーとしての更なる成長を図っていくことも本取引の目的の一つである。現在の親会社である古河電気工業が本取引後も公開買付者親会社の株主として当社との資本関係を継続することは、当社とエナジーウィズが公開買付者親会社の下で一つのグループ

として、より早期に協業効果を発現させることにも繋がると考えられる。

- 本取引に伴う企業価値向上効果（シナジー）の内容及びその実現可能性
 - ・ 既存事業における利益拡大という観点では、当社においてこれまでに一定程度の対応がなされてきたが、A Pの投資実績、各種ノウハウ、経験豊富で能力の高い人材群と、T Cの粗利改善、合理化施策によるコストダウンについての知見に加え、A P及びT Cが既にエナジーウィズをグループ傘下としており鉛蓄電池業界についての知見も相当程度有していると推測される。これらの事情も踏まえるとエナジーウィズ並びにA P及びT Cとの協働による粗利改善、合理化施策による当社のコストダウンについての実現可能性は相当程度高いと考えられる。
 - ・ 新規事業の育成という観点では、当社ではこれまでに必ずしも十分なリソースの投入が行われていなかったが、本取引後における公開買付者親会社の積極的なリソースの投下により、当社の新規分野の開拓が一層進むことが期待される。A P及びT Cは、現在の当社の親会社である古河電気工業とは異なり、既に公開買付者親会社を通じてエナジーウィズに対する投資を行い、積極的な支援をしているとのことであり、当社とエナジーウィズとの協働を想定して本取引を行う以上、A P及びT Cにおいて鉛蓄電池事業は相応の重点が置かれる分野であることが想定されるから、新規分野におけるリソースの投入に関しても、実現可能性が相当程度高いものと考えられる。
 - ・ エナジーウィズとの提携・協業の実施という観点では、製品ラインナップの相互補完、次世代電池等の研究開発共同化、原材料の共同購買によるスケールメリット、営業効率改善等の施策が考えられる。エナジーウィズとの共同購入によるスケールメリットや共同配送及び物流倉庫の相互活用等による物流効率化といったコストに関する施策は、両社が同一事業を営んでいることから実現可能性が高く、また、エナジーウィズとの協働により今まではリーチできなかったエナジーウィズの顧客へのアプローチが可能になり、販路拡大にもつながることが想定される。
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献という観点では、鉛蓄電池のリサイクル等についての優位性は明らかであるが、バイポーラ型鉛蓄電池については現時点では研究開発に十分なリソースを割くことができていなかったものと考えられ、エナジーウィズと協働することで、必要な人材や知見が集まることが期待され、また、公開買付者親会社によるサポートにより十分な資力等があれば、バイポーラ型蓄電池についても製品化に向けた更なる前進が促進される。
 - ・ 経営基盤強化のための支援という観点では、A P及びT Cによる新規顧客獲得・マーケット拡大、必要なパートナーとの提携やM&Aの活用、経営人材育成の仕組み作り、指標の見える化を通じた経営への規律の導入、営業体制強化に関する支援が期待され、A P及びT Cの実績に照らせばこれらの支援は十分に可能な内容であると考えられる。
 - ・ 以上から、本取引によるエナジーウィズとの協働及びA P及びT Cからのスポンサー支援等の企業価値向上効果には合理的な実現可能性がある。
- 本取引による事業上の悪影響の可能性の検証
 - ・ 本取引実施後、当社は上場廃止となるから、株式市場から大きな資金調達ができなくなるといった資金調達における悪影響も考え得るものの、A P及びT Cによるサポートを考えれば、資金面においても上場廃止による直接的な影響は考えづらい上、相当金額を必要とする上場コストの削減も期待される。
 - ・ 上場企業の信用を重視する者も一定程度いることから、人材の確保等が難しくなる可能性も想定されるが、A P及びT Cのサポートによる人材の斡旋等によりカバーすることは可能であると考えられる上、むしろこれまで以上に当社の成長・発展が期待できることを説明することから、当社の従業員の採用活動やリテンションに好影響を与える可能性もある。
 - ・ なお、古河電気工業のグループから離脱することに伴う悪影響については、現時点においても当社と古河電気工業との取引は年間3億円程度と多額ではなく、現状行っている取引の価格その他の取引条件は当社と関連を有しない独立当事者間の取引と同様の条件によっており、今後も同様の取引を維持できることが想定されることから、同社グループからの離脱による特段のデメリットは想定されない。
 - ・ 以上から、本取引のデメリットが当社の事業に与える影響は大きくないと考えられる。
- 本取引以外の選択肢についての検討

- ・ 現時点においては公開買付者以外に、本取引に代替する取引の提案はなされておらず、また、鉛蓄電池業界における国内外の有力な競合他社は限られており、本取引のように類似規模の競合他社（本取引におけるエナジーウィズ）との協業によるシナジーが期待できる提案者が現れる可能性は乏しい。
 - ・ 古河電気工業による当社株式の早期の第三者への譲渡を前提とし、かつ、当社へのシナジー効果が十分見込まれる取引でなければならないことを考慮すれば、現時点において本取引以外の選択肢を想定することは難しい。
- ii. 以下の各事項を含む関係事情を考慮した結果、本特別委員会は、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断するに至った。
- ・ 本取引の方法は少数株主の利益を損なうものではないこと
 - ・ 本取引においては、一段階目として現金を対価とする公開買付けを行い、二段階目である本公開買付け後のスクイーズアウトに際しては、現金を対価とする株式併合の方法を採用することが予定されているところ、かかる手法は、本取引のような非公開化を目指す取引においては一般的に採用されている方法であり、特段不合理な点はない。
 - ・ 本事業計画は、その策定体制及び手続、プルータス及びPwCからの意見、当社から説明を受けた作成方針、重要な前提条件及びその他の内容等に鑑みて、当社株式の算定の前提とする事業計画として合理性があるものである。具体的には、本事業計画は、当社の中期経営計画策定手続と同様の合理的作成過程を経て作成されたものであり、古河電気工業の役職員ではなく、かつ過去に古河電気工業の役職員ではなかった者が策定責任を負うものとし、また、各事業部門の古河電気工業出身者の関与についても必要最小限とする方針及び体制が採られている。本事業計画は、当社からの作成方針等の説明、プルータス及びPwCからの意見、重要な前提条件及び作成経緯等に鑑みて、その内容も、当社株式の算定の前提とする事業計画として合理性があるものである。また、本特別委員会は、本事業計画につき、2022年5月30日付の中期事業計画との対比における、その後の当社の実績や経営環境の変化等を踏まえた合理性の検証も行ったが、特段不合理な点は認めなかった。なお、本事業計画に関連して、同計画策定後、当社が取引先に納入した製品の一部ロットにおいて不具合が発生し、同計画に盛り込まれていない損失の可能性が発覚したものの、当委員会としては、当社の少数株主の利益に配慮する観点などから、本公開買付価格に係る各算定機関の価値算定に際して、本事業計画を維持することが合理的であると判断した。
 - ・ 本株式価値算定書（プルータス）は、算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、本株式価値算定書（プルータス）の市場株価法における評価レンジの上限値を上回り、DCF方式における評価レンジの中央値（1,360.5円）を上回る水準となっている。
 - ・ 本特別委員会の第三者評価機関であるプルータスから受けた本フェアネス・オピニオンにおいて、プルータスは、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見を述べているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に特に不合理な点は認められない。
 - ・ 本株式価値算定書（PwC）は、算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式における評価レンジの上限値を上回り、また、DCF方式における評価レンジの中央値（1,382.5円）を上回る水準となっている。
 - ・ 本公開買付価格のプレミアム水準は、プルータスの評価基準日（2024年7月22日）の終値（1,159円）及び同日以前1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間にわたる株価終値の平均値（それぞれ、1,258円、1,186円、1,083円）に対してはそれぞれ20.79%、11.29%、18.04%、29.27%、PwCの評価基準日である2024年7月22日の終値（1,159円）及び同日までの1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間にわたる株価終値の平均値（それぞれ、1,258円、1,186円、1,083円）に対しては、それぞれ20.79%、11.29%、18.04%、29.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっている。この点、本公開買付けの開始予定の公表日の過去1ヶ月又は過去3ヶ月の終値平均値との対比におけるプレミアムの水準については、PwCから提供された過去の同種の非公開化事案におけるプレミアム水準と同等であるとは必ずしもいえない。しかしながら、

2024 年 6 月後半の当社株式の市場取引及び市場価格の状況は通常とは異なる状況にあり、より中長期的な株価動向を重視することに一定の合理性があると考えられるところ、本公開買付価格の直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアム水準は上記過去事例との対比においても相応の水準と評価し得ることも勘案すると、市場価格に対するプレミアムの水準の観点からも本公開買付価格は不合理なものではないと評価し得る。また、本公開買付価格は将来の収益力に基づき企業価値及び株式価値を算定する手法である DCF 方式により PwC 及びブルータスが算定した評価レンジの中央値を上回る水準となっていること、第三者算定機関であるブルータスから本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の本フェアネス・オピニオンが提出されていることに鑑みても、プレミアムの水準が不合理とはいえず、合理的なプレミアムの水準にあると評価できると考えられる。

- 本自己株式取得価格は少数株主の利益の観点から妥当であること
 - ・ 本自己株式取得価格は古河電気工業を除く少数株主の経済的利益を最大化することを目的として、古河電気工業が本自己株式取得に応じた場合に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることにより、古河電気工業が理論上享受し得る税務メリットを最大限考慮した場合においても、古河電気工業が本公開買付けに応募する場合と本自己株式取得に応じる場合とで税引き後の手取金額が同等となる金額として設定されており、本取引において本自己株式取得が行われるからといって、当社の少数株主の犠牲のもとに、古河電気工業が不当に利益を得るものではない。
 - ・ 本特別委員会においては、本古河電気工業出資の価格の設定方針についても、公開買付者関係者（公開買付者及び公開買付者親会社に加え、AP 及び TC を総称していう。）に確認を行った。その結果、本古河電気工業出資における公開買付者親会社の普通株式 1 株当たりの払込価額は、AP、TC 及び古河電気工業で同一価格とするなど、古河電気工業を少数株主と比して有利に取り扱っているものではないことについて説明を受け、少数株主の利益その他の株主間の公平の観点から、古河電気工業を不当に利する価格の設定は行われなかったことを確認した。
 - その他の条件も少数株主の利益を損なうものとは認められないこと
 - ・ 本取引実行後も当面の間（少なくとも本株式併合の効力発生日後 3 年間）、当社グループの従業員の雇用や、商号、商標及びブランドの表示等について維持されることが合意されており、当社の事業活動が現状と同様に維持されることが見込まれる。また、資本業務提携に関する合意書において、シナジー委員会及びその他のプロジェクトチームを設置し業務提携に向けた協議を行うことも予定されている。資本業務提携に関する合意書における合意が遵守されることにより、当社の事業及び経営体制等を当面維持しつつ、エナジーウィズとの業務提携に向けた協議を進めることが期待でき、スムーズな業務提携が見込まれる。
 - ・ その他、本公開買付価格及び本自己株式取得価格以外の本取引の取引条件に関しても、当社の少数株主の犠牲のもとに、公開買付者関係者が不当に利益を得るものと認めるべき事由は確認されておらず、本取引の取引条件の妥当性を害する事情は見当たらない。
 - ・ 本公開買付けにおいては、上記のとおり、本前提条件を条件として開始することが予定されているところ、かかる条件についても、本取引においては、関係法域における競争法上の届出を本取引の公表後に行う必要があること等の事情があることに鑑みれば、特段不合理なものではない。
- iii. 以下の各事項を含む関係事情を考慮した結果、本特別委員会は、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると判断するに至った。
- ・ 本特別委員会は、古河電気工業より初期的な意向表明を受けた後速やかに設置されている。
 - ・ 本特別委員会の委員は、当社の独立社外取締役 2 名及び独立社外監査役 1 名であり、本特別委員会の設置に先立ち、当社は、各委員について公開買付者関係者、古河電気工業及び当社からの独立性を有していること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認している。

- ・ 当社取締役会は、当委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行う旨、並びに、本特別委員会に対し、（a）当社が本取引に係る関係者との間で行う協議・交渉過程に実質的に関与し、本特別委員会が必要と認める場合には本取引に係る関係者との間で自ら協議・交渉を行うこと（本取引関連契約の内容の協議・交渉を行うことを含む。）、（b）本特別委員会においてリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー等のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社負担とする。）、又は、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー等のアドバイザーを指名・承認（事後承認を含む。）すること、（c）当社の役職員、本取引の関係者その他本特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取し又は必要な情報を受領すること、（d）事業計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、及び（e）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与する旨を決議している。
- ・ 本特別委員会の委員は、通常の役員報酬以外に、委員としての職務に関する報酬を受領しているが、委員としての職務に関する報酬は答申内容にかかわらず支払われるタイムチャージによる報酬である。
- ・ 本特別委員会は、本特別委員会独自の第三者算定機関としてプルータスを、その独立性、専門性及び実績等を確認した上で選任し、その助言を受けるとともに、本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンを取得している。
- ・ 当社は、公開買付者関係者、古河電気工業及び当社並びに本取引から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けた。
- ・ 本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性、専門性及び実績等を確認した上で、その選任を承認するとともに、必要に応じて助言を受け、それに基づき本取引の検討において講じるべき公正性担保措置の内容及び程度について検討し、その採否を判断した。
- ・ 当社は、公開買付者関係者、古河電気工業及び当社並びに本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてPwCを選任し、当社株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2024年7月22日付で本株式価値算定書（PwC）を取得した。
- ・ 本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCについても、その独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上で、その選任を承認し、必要に応じて助言を受けた。
- ・ 公開買付者関係者及び当社は、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。
- ・ 公開買付期間は、金融商品取引法第27条の2第2項及び金融商品取引法施行令第8条第1項の規定する下限である20営業日とすることを予定している。しかし、本公開買付けの開始に当たっては、国内外（日本及びタイ）の競争法に基づく必要な手続及び対応に一定の期間を要することから、公開買付者は、2025年3月下旬を目途に本公開買付けの開始を目指しているとのことであり、本公開買付けの予定を公表した2024年7月23日から本公開買付の開始までの期間を含めると、本公開買付けの予定の公表後、公開買付者以外の者による対抗提案が可能な期間が実質的には法令に定められた最短期間よりも長期（少なくとも30営業日以上）にわたる期間が設定されている。したがって、本取引において公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境が確保されている。
- ・ 本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないが、仮に同条件を設定する場合には本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本取引においては他に十分な公正性担保措置が講じられていると認められるこ

とから、本特別委員会は、同条件の設定がなされていないことをもって手続の公正性が損なわれるものではないと考える。

- ・ 本特別委員会は、本公開買付けに関する開示書類のドラフトについて、PwC及び森・濱田松本法律事務所からも助言を受け、その内容を確認している。また、本取引に関しては、本特別委員会としても、公開買付者関係者、古河電気工業及び当社のそれぞれに対して本特別委員会への出席を求め、関係事項の説明を受けるとともに、不明点を質問する等して情報の入手に努めた。その結果、本取引に関しては、必要十分な開示がなされており、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められると判断した。
- ・ 公開買付者は、本公開買付けの成立後、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定であるとのことであり、本株式併合をする際に、当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることを明らかにしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していると認められる。
- ・ その他本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が公開買付者関係者又は古河電気工業より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないこと

- iv. 以上の i 乃至 iii のとおり、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められるとともに、本取引の取引条件は、少数株主の利益を図る観点からも妥当であり、かつ、本取引においては公正な手続が実施されている。したがって、本特別委員会は、当社取締役会に対し、本公開買付けが開始された場合には、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び(ii) 本取引の一環として本公開買付け後に行われる当社の非公開化の手続に係る決定を行うことを勧告する。また、同様に、本特別委員会は、当社取締役会が本取引の実施に係る決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利なものでないと思料する。

B. 2025 年 8 月 7 日付答申書

(i) 検討の経緯

当社は、2024 年 7 月 23 日開催の当社取締役会決議により、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始される際には、2024 年 7 月 23 日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見（以下「本追加諮問事項」という。）について諮問しました。

上記 2024 年 7 月 23 日付当社取締役会決議による諮問を受けて、本特別委員会は、2024 年 7 月 24 日から 2025 年 8 月 7 日までの間、合計 14 回にわたって、それぞれ委員 3 名全員出席のもと開催され、本追加諮問事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても電子メール等を通じて、報告・情報共有等を行うなどして、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討を行っております。

具体的には、本特別委員会は、本追加諮問事項の検討にあたり、以下のとおり、当社から、当社の事業環境、直近の業績及び事業計画の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。更に、第三者算定機関である PwC 及びプルータスから、当社株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

i. 本前提条件の充足状況等の確認

本特別委員会は、公開買付者において、タイにおける競争法に基づく手続及び対応が 2025 年 1 月 30 日に完了し、2025 年 7 月 2 日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる日本の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了した旨の連絡その他の情報を踏まえ、本前提条件のうち、当社及び当委員会による行為に関する条件以外の条件がいずれも充足されたことを確認いたしました。

また、本特別委員会は、本取引に際して、本取引等に関連する当事者の義務等を規定するものとして 2024 年 7 月 23 日付で締結された本覚書に関し、本公開買付けの開始までに履行されるべき

義務の履行状況等についても確認いたしました。

ii. 事業計画の確認及び当社株式価値の再算定の要否の検証

本特別委員会は、当社が本公開買付けにおける公開買付価格の協議、交渉等や当社株式価値の算定の前提とした本事業計画について、その後の当社業績（実績）も踏まえ検討を行いました。本事業計画は、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等に鑑みても、公開買付者関係者との公開買付価格の交渉の前提とする事業計画として合理性がある旨の判断を変更すべき事情はないことを確認いたしました。

また、本特別委員会は、プルータス作成の本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン並びに PwC 作成の本株式価値算定書（PwC）の基準日である 2024 年 7 月 22 日以降、本事業計画の修正を要する後発事象等も発生していないことを確認した上、当社株式価値の再算定を行う必要はないと判断いたしました（当該判断に際し、本特別委員会は、いわき事業所投資計画の進捗や、当該進捗に応じた本事業計画の修正の要否についても、慎重に検討いたしました。）。

なお、上記基準日以降、当社においては、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止を決定し、また、②本漏液問題が発生したことにより、2025 年 3 月期決算において、本漏液問題に対する保証費用として製品保証費用 1,858 万円を特別損失に計上し、①及び②のそれぞれについてその旨を開示しております。もっとも、本特別委員会は、①についてはバイポーラ型鉛蓄電池以外の既存事業等における本取引に伴う企業価値向上効果（シナジー）の内容及びその実現可能性等を勘案し、また、②については当社株式価値算定にあたり引き下げ要因にはなり得るものの引き上げ要因になるとは解し難い点等を考慮した結果、これらの事情を勘案しても、2024 年 7 月 23 日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情及び取締役会における本取引の実施についての決定が一般株主にとって公正なものではないと判断すべき事情（下記「(ii) 判断内容」の「(b) 答申理由」参照）は見当たらないと判断いたしました。

iii. 本特別委員会の第三者算定機関からの財務的な助言の取得

本特別委員会は、本特別委員会独自の第三者算定機関であるプルータスから、本取引に関して財務的な観点から助言を取得いたしました。

iv. 当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関からの財務的な助言の取得

本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である PwC から、本取引に関して財務的な観点から助言を取得いたしました。

v. 当社のリーガル・アドバイザーからの法的な助言の取得

本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引の検討過程において公正性を担保するためにとるべき措置、当委員会における審議の方法及び過程、公開買付者関係者との交渉等について随時助言を取得いたしました。

vi. 当社から受領した資料の検討

本特別委員会は、バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止に関する資料、本漏液問題の対応及びこれらに伴う決算への影響に関する資料並びに当社の 2025 年 3 月期の事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに有価証券報告書のほか、公開買付者から開示を受けた本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフト、当社が 2025 年 8 月 7 日に公表する予定の本公開買付けに関する意見表明に係るプレスリリース及び 2026 年 3 月期第 1 四半期決算短信並びにエナジーウィズの財務情報等を含む関連資料（これらを総称して、以下「本検討対象資料」という。）の提供を受け、その検証を行いました。

vii. その他の対応事項

本特別委員会は、本取引公表後、Sector Theta AS という外国投資会社から当社取締役会宛てに書簡が送付され、本公開買付価格の妥当性やマーケット・チェックなど手続の公正性について質問を受けたことに関し、当該書簡への返答を事前に確認いたしました。

(ii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯で、2025 年 8 月 7 日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の 2025 年 8 月 7 日付答申書を提出しております。

(a) 答申内容

本特別委員会は、当社取締役会に対し、本追加諮問事項に関し、2024 年 7 月 23 日付答申書における答申内容に変更はない旨及び取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると思料する旨を答申する。

(b) 答申理由

i. 本取引のスキーム

公開買付者関係者及び当社からの説明並びに本検討対象資料によれば、本取引のスキームは、2024 年 7 月 23 日付答申書の第三の 1. に記載されているとおりである。

2024 年 7 月 23 日以降、当社が所有する自己株式数は、2024 年 3 月 31 日時点の 22,332 株から 2025 年 6 月 30 日時点の 22,436 株に変動があったことから、買付予定数の下限が 3,070,600 株から 3,070,500 株に変更されており、また、公開買付期間について 20 営業日と設定する予定であったところ 21 営業日に設定されているが、その他特段の変更はない。

ii. 本取引は当社の企業価値の向上に資するか否かという視点

公開買付者関係者及び当社からの説明並びに本検討対象資料によれば、2024 年 7 月 23 日付答申書において検討した、(i)本取引の背景及び目的、(ii)本取引に伴う企業価値向上効果（シナジー）の内容及びその実現可能性、(iii)本取引による事業上の悪影響の可能性の検証、並びに(iv)本取引以外の選択肢についての検討に関して、2024 年 7 月 23 日付答申書の第三の 3. 及び上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」の「A. 2024 年 7 月 23 日付答申書」の「(iii) 判断内容」に記載されているとおりであり、特段変更すべき事情は見当たらない。以上より、当委員会は、2024 年 7 月 23 日付答申書の第三の 3. 及び上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」の「A. 2024 年 7 月 23 日付答申書」の「(iii) 判断内容」に記載されている本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの意見を変更する必要はないとの判断に至った。

iii. 本取引の取引条件の妥当性及び手続の公正性が認められるかという視点

- 取引条件の妥当性の検討

- 取引条件の変更の有無

当社によれば、買付予定数の下限が 3,070,600 株から 3,070,500 株に変更されたこと及び公開買付期間が 20 営業日から 21 営業日に変更されたことを除き、2024 年 7 月 23 日時点から、本取引の条件に変更はないことを公開買付者から確認しているとのことである。

なお、本特別委員会は、上記公開買付期間の変更は、2024 年 7 月 23 日付答申書における検討内容を左右する事情ではないものと判断している。

- 本公開買付価格を維持することの可否

当社によれば、本事業計画や当社株式価値の評価に重大な影響を及ぼし得る重要な状況の変化は発生していないとのことである。本特別委員会としても、いわき事業所投資計画の進捗や、バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止及び本漏液問題の発生を含む 2024 年 7 月 23 日以降に発生又は判明した事象も考慮し慎重に検討を行ったが、現時点において、本取引との関係において本事業計画を更新して株式価値算定を再度実施する必要性は認めていない。本漏液問題の発生は当社業績に大きな影響を及ぼしているが、特別損失（製品保証費用）の計上等により業績を下方修正する要因となっており（現に当社は 2024 年 9 月 26 日に 2025 年 3 月期の通期連結業績予想の下方修正を行っている。）、当社株式価値を引き下げる要因となりこそすれ、引き上げる要因になるとは解し難い。

また、本特別委員会は、本特別委員会の第三者評価機関であるプルータスから 2024 年 7 月 22 日付の本株式価値算定書（プルータス）及び本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることに関する 2024 年 7 月 22 日付の本フェアネス・オ

ピニオンを取得しているところ、当社は株式価値算定の前提となった本事業計画を変更する予定はないこと及び現時点においてブルータスが当社から聴取した内容によれば本事業計画を変更すべき後発事象等は見当たらないこと等を踏まえ、本事業計画を前提とする本株式価値算定書（ブルータス）のアップデートは行われておらず、また、ブルータスによれば本追加答申書提出日においても、本フェアネス・オピニオンの妥当性は変わらないものと認識しているとのことである。ブルータスによれば、2025年8月7日時点で新たな算定は実施していないが、本株式価値算定書（ブルータス）に用いた前提と現時点でブルータスが当社より聴取した内容及び2024年7月22日以降に明らかになった当社業績等を比較したところ、概算では算定をアップデートしても、本株式価値算定書（ブルータス）の評価レンジが大きく変動することはないと見ているとのことである。また、ブルータスは2025年8月7日時点でのフェアネス・オピニオンの可否を正式には検討していないが、仮に現時点で算定を更新しても本株式価値算定書（ブルータス）の株価レンジに重要な変更がないとすれば、改めてフェアネス・オピニオンの依頼を受けた場合でも、当時の意見に変わりはないとの整理が可能であろうとのことである。

加えて、当社は、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるPwCから2024年7月22日付の本株式価値算定書（PwC）を取得しているところ、当社は株式価値算定の前提となった本事業計画を変更する予定はないこと及び現時点においてPwCが当社から聴取した内容によれば本事業計画を変更すべき後発事象等は見当たらないこと等を踏まえ、本事業計画を前提とする本株式価値算定書（PwC）のアップデートは行われていない。本特別委員会としても、当社が株式価値算定の前提となった本事業計画を変更する予定のないこと及び当社から聴取した内容によれば本事業計画を変更すべき後発事象等は見当たらないこと、本事業計画はそれ以前に公表されていた財務予測と大きく異なる財務予測を用いていないこと、及び本公開買付価格の検討の前提となる株式価値算定において割引率や継続価値などに関して重要な前提条件が置かれていないこと等を踏まえると、現時点において、本株式価値算定書（ブルータス）、本フェアネス・オピニオン及び本株式価値算定書（PwC）の内容について不合理な点は認められず、各算定書等をアップデートする必要性を認めていない。

なお、本特別委員会は、2024年7月23日時点で、ブルータスの同日付の本株式価値算定書（ブルータス）及びPwCの同日付の本株式価値算定書（PwC）による各算定について、いずれも、その割引率の設定（前提となる β 値の設定を含む。）や継続価値の算定方法を含めて検討の上、特に不合理な点は認められないものと判断し、その旨2024年7月23日付答申書に記載していたところである。本特別委員会としては、引き続き当該判断に変更はない。なお、割引率の決定における追加的なリスク・プレミアムの考慮及び継続価値の算定については、永久成長率法を採用すること自体はDCF法の算定において一般的であり、サイズ・プレミアムの考慮及び永久成長率の設定に関して、ブルータスとPwCにおいて若干の相違があるが、いずれも相応に理由があり、不合理ではないものと思料する。

- その他の取引条件を維持することの当否

本特別委員会は本公開買付価格が維持されることに加え、本自己株式取得価格や本覚書及び本合意書に定める内容が維持されることについても検証を行ったが、PwCより2024年7月24日以降、本自己株式取得価格の分析に影響を与える税制の変更その他の事情は生じていない旨を聴取しており、また、本覚書及び本合意書についても、その変更を求めるべき事情が生じていないことを確認している。

- 小括

以上より、本特別委員会は、2024年7月23日付答申書の第三の4. (1)及び「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」の「A. 2024年7月23日付答申書」の「(iii) 判断内容」に記載されている当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性が認められるとの意見を変更する必要はないとの判断に至った。

- 手続の公正性の検討

- 2024年7月23日以降も本特別委員会の委員構成に変更はなく、本特別委員会は、当社、当委員会独自の第三者算定機関であるブルータス、当社のリーガル・アドバイザーである

森・濱田松本法律事務所、並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である PwC から、本答申の内容等について助言を受け、本答申書のドラフトについて複数回にわたり審議している。

- ・さらに、本特別委員会はプルータスから本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンを、当社は PwC から本株式価値算定書（PwC）を取得しているところ、本特別委員会は、これらに影響を与える前提事実（本事業計画の内容を含む。）に重要な変更は存在しないと認識しており、プルータス及び PwC においても同じ認識である旨確認している。

- ・加えて、2024 年 7 月 23 日以降、本特別委員会の承認を受けた当社の独立した検討体制に変更はなく、引き続き適切な検討体制が構築され、また、有効に機能していたものと評価できる。また、本取引に関連する当社取締役会における審議及び決議並びに本取引の検討・交渉には、引き続き、利害関係のない取締役のみが参加する予定であるとのことである。

- ・上記のほか、当社は、2024 年 7 月 23 日以降も公開買付者関係者との間で、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないため、他の買収者が当社に対して買収提案を行う機会は確保されていたといえる。また、本公開買付けは 2025 年 8 月 8 日に開始される予定であるところ、本公開買付けの公表から本公開買付けの開始日までの期間を含めれば対抗提案が可能な期間が実質的には法令に定められた公開買付期間の最短期間よりも長期（少なくとも 30 営業日以上）にわたって確保されており、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保されることにより、いわゆる間接的なマーケット・チェックを実施し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図している。

なお、本取引において、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックとしての入札により複数の法的拘束力ある提案が提出されたわけではないが、2019 年 6 月 28 日に経済産業省により公表された「公正な M&A の在り方に関する指針」においても、マーケット・チェックの方法として、そもそも入札手続のような積極的なマーケット・チェックを行うことが必須とはされていない。また、当委員会としては、AP 及び TC 以外の他の候補者（事業会社 1 社及び金融投資家 1 社）との間で初期的な意向確認を行い、提案を募るプロセスを実施したことに鑑みれば、その意味では本取引に関しては積極的なマーケット・チェック又はこれに準じたプロセスがとられたと評価するところである。このような本取引の検討にかかる経緯や本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容等を勘案すれば、本取引においてマーケット・チェックの観点から特段公正性が阻害されることはないと考えられる。

- ・また、本特別委員会は、本公開買付けの開始に伴って開示される書類のドラフトについて、PwC 及び森・濱田松本法律事務所から説明を受け、本取引について 2024 年 7 月 23 日以降の事実関係も含めて充実した情報開示がなされる予定であることを確認した。

- ・加えて、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が公開買付者関係者又は古河電気工業より不当な影響を受けたことを推認させる事実は 2025 年 8 月 7 日時点においても認められないものと考えられる。

- ・以上より、2024 年 7 月 23 日付答申書の第三の 4. (2) 及び上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」の「A. 2024 年 7 月 23 日付答申書」の「(iii) 判断内容」に記載されている当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められるとの意見を変更する必要はないとの判断に至った。

iv. 取締役会における本取引の実施についての決定が一般株主にとって公正なものであるか否か

本特別委員会は、本諮問事項の諮問後に東京証券取引所が定める有価証券上場規程の改正（2025 年 7 月 7 日公表、同年同月 22 日施行）及び会社情報適時開示ガイドブックの改訂がなされたことを踏まえ、取締役会における本取引の実施についての決定が一般株主にとって公正なものであるか否かについても検討を行った。

本特別委員会が当社取締役会に提出した 2024 年 7 月 23 日付答申書において、本特別委員会は、取締役会からの諮問事項への答申として、「取締役会における本取引の実施についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと思料する」との意見を述べているが、この意見を検討す

るにあたり、当委員会は本取引が当社の企業価値向上に資するか否かという視点及び本取引の取引条件の妥当性及び手続の公正性が認められるかという視点から、少数株主にとって不利益なものではないか否かにとどまらず、一般株主にとって公正なものであるか否かについても検討している。

本特別委員会は、2024年7月23日付答申書の提出時点においても、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含めて、当社取締役会が本取引の実施に係る決定を行うことは一般株主にとって公正なものであると判断していたところであるが、2024年7月23日付答申書における意見及びその検討並びに上述した2024年7月23日以降の事情の検討を踏まえても、引き続き、取締役会における本取引の実施についての決定が一般株主にとって公正なものであると思料する。

② 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからでも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。更に、本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことが確認されております。

③ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付価格を含む本取引を含む本取引に係る取引条件の妥当性についての検討、交渉及び判断を行うにあたり、当該取引条件の公正性を担保するために、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからでも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCに対し、当社株式の価値算定及び付随する財務分析を依頼し、PwCから2024年7月22日付で、本株式価値算定書（PwC）を取得いたしました。

当社取締役会は、2024年7月23日以後、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止及び②本漏液問題を含む2025年8月7日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（PwC）に影響を与える前提事実に変化はないと考えられること、当社グループや業界を取り巻く中長期的な事業環境にも特段の変化はないと考えられること、並びに、特別委員会が本株式価値算定書（ブルータス）の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断していることも踏まえ、本株式価値算定書（PwC）の内容の変更及び更新等は不要であると判断しております。なお、当社は、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止が、本事業計画（下記「(ii) 算定の概要」に定義します。）に与える影響は軽微であること及び②本漏液問題は時限的・一過性の特殊要因であることを踏まえ、本株式価値算定書（PwC）における価値算定の前提となった本事業計画自体を見直す必要はないものと考えております。

なお、PwCは、公開買付者ら、古河電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るPwCの報酬は、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬及び本取引の成否にかかわらず支払われる固定月額報酬とされております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が成立した場合又は不成立となった場合に当社が負担することとなる報酬の条件等も勘案すれば、本取引の完了を条件として支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断の下、PwCを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、PwCから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 算定の概要

PwCは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF方式を用いてそれぞれ株式価値の算定を行いました。

PwCが上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式	: 1,083 円から 1,258 円
類似会社比準方式	: 1,110 円から 1,223 円
DCF方式	: 1,243 円から 1,522 円

市場株価基準方式では、本公開買付けに関する当社取締役会決議日の前営業日にあたる2024年7月22日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値1,159円、直近1ヶ月間の終値平均値1,258円、直近3ヶ月間の終値平均値1,186円及び直近6ヶ月間の終値平均値1,083円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,083円から1,258円と算定しております。

類似会社比準方式では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の企業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率を用いて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,110円から1,223円と算定しております。

DCF方式では、当社が合理的に予測可能な期間まで作成した本事業計画、当社の2024年3月期における財務情報、及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び当社の企業規模等を勘案した上で設定したサイズプレミアムを考慮した適切な割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,243円から1,522円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)とし、7.76%~8.76%を採用しております。また、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を勘案した上で永久成長率を1.25%~1.75%として、継続価値を44,411百万円~54,260百万円と算定しております。

PwCがDCF方式による算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、本事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期において、前年度の設備投資(産業事業及び新規システム投資に関する初期投資)に係る支払いなどに伴い、フリー・キャッシュ・フローの対前年比756百万円(38.2%)減少を見込んでおります。また、2027年3月期において、エネルギー価格や原材料価格の高騰に対応する価格転嫁の実施などによる営業利益増加により、フリー・キャッシュ・フローの対前年比614百万円(50.3%)増加を見込んでおります。

また、本事業計画は本取引の実施を前提としたものではなく、公開買付者による本取引後の具体的な施策及びその効果については含んでおりません。

(単位: 百万円)

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	80,000	83,750	87,650
営業利益	4,000	4,547	5,175
EBITDA	7,289	7,980	8,734
フリー・キャッシュ・フロー	1,977	1,221	1,835

(注) EBITDAは、営業利益に減価償却費を加算することで計算し、フリー・キャッシュ・フローは当該EBITDAを基に算出しています。

なお、本事業計画はPwC及びブルータスにおいて当社株式の価値算定を行うために策定されたものであり、本事業計画における2026年3月期の売上高及び営業利益の計画値は、当社が2022年5月12日付「2022～2025年度中期経営計画の策定に関するお知らせ」において公表した中期経営計画上の2026年3月期の売上高及び営業利益の計画値と異なります。具体的には売上高は中期経営計画対比増額、営業利益は中期経営計画対比減額しておりますが、これは、当社の想定を超える原油価格高騰等によるエネルギー価格の高騰や主な原材料である鉛価格の上昇を受け、製造・物流コストが増加したこと等により、2023年3月期以降、計画を下回る実績となっていること等を考慮したものであります。もっとも、当社においては、エネルギー価格や原材料価格の高騰について、価格転嫁による対応を加速して採算性の改善に努めていることから、本事業計画については、そのような施策の実施状況及び効果の見通しについても考慮しております。また、本事業計画の策定に際しては、本特別委員会において事前に策定プロセスの確認を行っており、現に古河電気工業の役職員ではなく、かつ過去に古河電気工業の役職員ではなかった者が策定責任を負うものとし、また、各事業部門の古河電気工業出身者の関与についても必要最小限とする方針及び体制がとられております。本事業計画の合理性の検証プロセス等については、上記「④当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」もご参照ください。

PwCは、当社株式の株式価値の算定に際して、当社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、本事業計画に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。PwCによる当社株式の株式価値の算定は、2024年7月22日までの上記情報を反映したものであります。PwCは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、また、上記「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

④ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、本特別委員会の指示を受け、公開買付者ら及び古河電気工業から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、本特別委員会は、古河電気工業から初期的な打診を受けて同委員会が設置された後速やかに、構造的又は潜在的な利益相反の影響を受けるおそれを排除する観点から、古河電気工業の役職員を現に兼務し又は過去に兼務していた当社の役職員は、本取引及び含む当社の資本政策に係る取引についての検討、協議及び交渉には関与しない方針とすることを確認し、当社においては、かかる取扱いを継続しております。

また、本特別委員会は、公開買付者ら及び古河電気工業との間の協議、交渉に限らず、その前提となる公開買付者らによるデュー・ディリジェンスへの対応や本事業計画の策定に関しても、これらに関与する当社役職員やその具体的な関与のあり方についても事前に報告を求め、公開買付者ら及び古河電気工業から独立した立場から公正な検討プロセスを経る観点から問題がないか、検証を行っております。

⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、公開買付者ら、古河電気工業及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関であるブルータスに対し、当社株式の価値算定及び付随する財務分析、並びに本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2024年7月22日付で本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオ

ンを取得いたしました。

本特別委員会は、2024 年 7 月 23 日以後、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止及び②本漏液問題を含む 2025 年 8 月 7 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンに影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、当社グループや業界を取り巻く中長期的な事業環境にも特段の変化はないと考えられることから、本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容の変更及び更新等は不要であると判断しております。

また、当社取締役会は、2024 年 7 月 23 日、本特別委員会から 2024 年 7 月 23 日付答申書を受領した際、併せて本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンを受領しており、これらの内容も踏まえて、下記「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の決議を実施しております。

プルータスは、公開買付者ら、古河電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

（ii）算定の概要

プルータスは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 方式を用いてそれぞれ株式価値の算定を行いました。

プルータスが上記各手法に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 1,083 円から 1,258 円
DCF 方式	: 1,106 円から 1,615 円

市場株価法では、本公開買付けに関する当社取締役会決議日の前営業日にあたる 2024 年 7 月 22 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 1,159 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,258 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,186 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,083 円を基に、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,083 円から 1,258 円と算定しております。

プルータスが DCF 方式による算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。DCF 方式では、本事業計画、当社の 2024 年 3 月期における財務情報、及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2025 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクを考慮した適切な割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,106 円から 1,615 円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC: Weighted Average Cost of Capital）とし、6.20%～8.89%を採用しております。また、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、理論上想定される長期的な経済環境等を踏まえ永久成長率は 0%として、継続価値を 38,780 百万円～55,577 百万円と算定しております。

プルータスが DCF 方式による算定の前提とした本事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期において、エネルギー価格や原材料価格の高騰に対応する価格転嫁の実施などによる営業利益増加により、フリー・キャッシュ・フローの対前年比 605 百万円（56.5%）増加を見込んでおります。

（単位：百万円）

	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	2027 年 3 月期
売上高	80,000	83,750	87,650
営業利益	4,000	4,547	5,175
E B I T D A	7,289	7,980	8,734

フリー・キャッシュ・フロー	1, 191	1, 071	1, 676
---------------	--------	--------	--------

(注) EBITDAは、営業利益に減価償却費を加算することで計算し、フリー・キャッシュ・フローは当該EBITDAを基に算出しています。

また、本事業計画は本取引の実施を前提としたものではなく、公開買付者による本取引後の具体的な施策及びその効果について、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、含んでおりません。

プルートスは、当社株式の株式価値の算定に際して、当社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルートスに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、本事業計画に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルートスによる当社株式の株式価値の算定は、2024年7月22日までの上記情報を反映したものであります。プルートスは、算定の基礎とした本事業計画について、当社と質疑応答を行い、また、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(iii) フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2024年7月22日付で、プルートスから本公開買付価格である1,400円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画に基づく当社株式の価値算定結果に照らして、本公開買付価格である1株当たり1,400円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルートスが当社から、事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社株式の株式価値算定の算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルートスが必要と認めた範囲内での当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルートスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) プルートスは、本フェアネス・オピニオンを作成するに当たって当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としております。プルートスはその正確性及び完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではありません。したがって、プルートスはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。プルートスは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料は、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。プルートスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではありません。

プルートスは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。したがって、プルートスは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

プルートスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。したがって、プルートスは当社の支払能力についての評価も行っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付けを含む本取引の公正性について検討する際の参考資料としてご使用いただく目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものです。したがって、本フェアネス・オピニオンは、本取引の代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本取引の実施によりもたらされる便益、及び本取引実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではありません。したがって、ブルータスは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオン提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、同日までにブルータスに供され又はブルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータスはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、PwCから取得した本株式価値算定書（PwC）並びに本特別委員会がブルータスから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年7月23日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて当社の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行いました。その結果、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、当社取締役会は、2024年7月23日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役合計9名のうち、過去に古河電気工業の役職員であった黒田修氏及び千葉徹氏並びに現在古河電気工業の役職員である高木啓史氏を除く6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。なお、上記取締役会に出席した監査役（監査役合計3名のうち、過去に古河電気工業の役職員であった上村高敏氏を除く2名）はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

そして、今般、当社は、公開買付者から、タイにおける競争法に基づく手続及び対応が2025年1月30日に完了し、2025年7月2日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる日本の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、その他の本前提条件が充足されることを前提として、2025年8月8日を本公開買付けの開始日として本公開買付けを開始したい旨の連絡を2025年7月4日に受け、本特別委員会は、当社に対して、2024年7月23日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年7月23日以後、①バイポーラ型鉛蓄電池の開発中止及び②本漏液問題を含む2025年8月7日までの事情を勘案しても2024年7月23日付で当社取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月7日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものと考える旨及び当社取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると思料する旨の2025年8月7日付答申書を提出しました。その上で、当社は、本特別委員会から提出された2025年8月7日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年8月7日現在においても、2024年7月23日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したことから、2025年8月7日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。2025年8月7日付答申書の詳細は上記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」の「B. 2025年8月7日付答申書」をご参照ください。

上記の2025年8月7日の当社取締役会においては、当社の取締役9名のうち、黒田修氏及び小林慶太氏は過去に古河電気工業の役職員であったことがあり、また、高木啓史氏は現に古河電気工業の役職員であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者ら及び古河電気工業との協

議及び交渉に一切参加しておりません。なお、上記取締役会に出席した監査役（監査役合計3名のうち、過去に古河電気工業の役職員であった上村高敏氏を除く2名）はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

そして、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び古河電気工業所有株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2025年10月15日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとするため、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。当該取締役会決議についても、当社の取締役9名のうち、黒田修氏及び小林慶太氏は過去に古河電気工業の役職員であったことがあり、また、高木啓史氏は現に古河電気工業の役職員であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者ら及び古河電気工業との協議及び交渉に一切参加しておりません。なお、上記取締役会に出席した監査役（監査役合計3名のうち、過去に古河電気工業の役職員であった上村高敏氏を除く2名）はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を21営業日に設定しているところ、本公開買付けの予定を公表した2024年7月23日から本公開買付けの開始までの期間が長期にわたったため、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えているとのことです。実際に、本公開買付けの予定の公表から現在に至るまで1年以上が経過していますが、対抗提案等はなされておられません。

加えて、公開買付者関係者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、当社は他の買付候補者との比較を通じてAP及びTCが選定された経緯があります。したがって、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、(i) 本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合を行う際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（但し、公開買付者、古河電気工業及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社株式は上場廃止となる予定です。

また、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社は、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得を実施し、最終的に公開買付者により完全子会社化されることを予定しており、本自己株式取得を実施するために必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保するため、(i) 公開買付者は本自己株式取得の原資として当社に対する貸付けを行うとともに、(ii) 当社にて当社子会社が保有する余剰現預金を原資とした当社の子会社からの借入れ又は借入れと配当の受領の組み合わせ、並びに (iii) 必要に応じて、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利

益準備金の額の減少を行う予定です。

5. MBO等に関する事項

(1) MBO等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本株式併合は、当社を公開買付者の完全子会社化することを目的とした本取引の一環として行われるものであり、本取引に関し公開買付者は当社の支配株主（親会社）である古河電気工業と不応募契約を締結していること、本株式併合後に古河電気工業が所有する当社株式を当社が自己株式取得を通じて取得することを予定していることから、本株式併合を含む本取引は、MBO等に準じるものと当社は判断しております。

当社が、2025年6月25日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「親会社との取引条件につきましては、他の取引先と同様に市場価格を参考に合理的な価格とすることを原則に、取締役会にて定めた基準に基づき取引を行なっております。なお、これらの取引につきましては、取締役会及び利益相反管理委員会において、その内容の合理性等を検証しております。また、平成27年5月1日に施行されました改正会社法施行規則にのっとり、重要な取引に該当するものに関しましては、取締役会の判断内容等につき事業報告に記載いたします。当社の利益相反管理委員会は1年に2回以上開催することとして常設され、その委員は社内取締役のほか、親会社からの独立性が認められる独立社外取締役が過半数を占めるよう、取締役会決議に基づき選定されております。当社の利益相反管理委員会は、独立社外取締役の中から委員の互選により選定された委員長により招集され、当社の少数株主の利益が害されることを防止するため、当社と支配株主との取引実績の定期的な検証および審議ならびに必要に応じて取締役会に対し是正勧告を行うことを役割としております。」と記載しておりますが、当社は、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引に関して、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行っており、かかる対応は上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないこと及び一般株主にとって公正であることに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024年7月23日付で、本特別委員会より、当社取締役会が本取引に関する決定を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられることを内容とする本答申書の提出を受けております。また、当社は、2025年8月7日付で、特別委員会より、本答申書における意見に変更がないものとする旨及び当社取締役会における本取引の実施についての決定は一般株主にとって公正なものであると思料する旨を内容とする2025年8月7日付答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び意見の入手」及び本意見表明プレスリリースの別添1をご参照ください。なお、本答申書及び2025年8月7日付答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際して、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

IV. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

2. 廃止の日程

①	取締役会決議日	2025年10月15日（水）
②	本臨時株主総会決議日	2025年11月20日（木）（予定）
③	廃止日	2025年12月24日（水）（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案（下記「V. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

V. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

- （1） 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2） 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- （3） 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （4） 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び古河電気工業のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月24日に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000万株</u> とする。 <u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定</u>	第1条～第5条（現行どおり） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20株</u> とする。 （削除）

める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
<u>(単元株式数)</u> <u>第8条</u> <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u>	(削除)
<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第9条</u> <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	(削除)
<u>第10条～第11条（条文省略）</u> <u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第12条</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	第7条～第8条（現行どおり） (削除)
<u>第13条（条文省略）</u> <u>(電子提供措置等)</u> <u>第14条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	第9条（現行どおり） (削除)
<u>第15条～第37条（条文省略）</u>	第10条～第32条（現行どおり）

3. 変更の日程

①	取締役会決議日	2025年10月15日（水）
②	本臨時株主総会決議日	2025年11月20日（木）(予定)
③	効力発生日	2025年12月24日（水）(予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上